

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第 5 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から 2 年を経過しない者
- 2 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後 2 週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から 2 年を経過しない者

[2] 次の記述は、固定局の再免許の申請の期間について述べたものである。無線局免許手続規則（第 1 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 固定局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 A を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が B 以内である固定局については、その有効期間満了前 C までに行うことができる。
- ② 免許の有効期間満了前 C 以内に免許を与えられた固定局については、①にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	3 箇月以上 6 箇月	3 年	2 箇月
2	1 箇月以上 3 箇月	1 年	2 箇月
3	3 箇月以上 6 箇月	1 年	1 箇月
4	1 箇月以上 3 箇月	3 年	1 箇月

[3] 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第 2 6 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには A をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B 周波数を使用する無線局の無線設備及び C の無線設備の空中線については、この限りでない。

	A	B	C
1	接地装置	2 6 . 1 7 5 M H z を超える	陸上移動局又は携帯局
2	接地装置	2 6 . 1 7 5 M H z 以下の	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
3	避雷器	2 6 . 1 7 5 M H z を超える	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
4	避雷器	2 6 . 1 7 5 M H z 以下の	陸上移動局又は携帯局

[4] 次の記述のうち、「実効輻射電力」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 3 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 4 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が C ミリワット以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、電波法施行規則第21条の4の規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C
1 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度	取扱者	20
2 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度	無線従事者	10
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	無線従事者	20
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	取扱者	10

[6] 次に掲げる事項のうち、基地局の無線設備の操作の監督を行う者として選任され、その選任の届出がされた主任無線従事者が行わなければならない職務に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。
- 3 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 4 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

[7] 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の再免許の拒否
- 2 6月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限
- 3 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間、周波数又は空中線電力の制限
- 4 3月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限

[8] 次に掲げる事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第 5 7 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。
- 2 実用化試験局を運用するとき。
- 3 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 4 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。

[9] 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第 5 9 条及び第 1 0 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）第 1 項又は同法第 1 6 4 条（適用除外等）第 3 項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② B に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
- ③ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 C 以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	通信の相手方の無線局	2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円
2 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	無線局の取扱中	3 年以下の拘禁刑又は 1 5 0 万円
3 特定の相手方に対して行われる無線通信	通信の相手方の無線局	3 年以下の拘禁刑又は 1 5 0 万円
4 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線局の取扱中	2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円

[10] 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局（登録局を除く。）に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第 7 1 条の 5、第 7 2 条及び第 7 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。

総務大臣は、次の(1)から(4)までに掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

- (1) 総務大臣が電波法第 7 1 条の 5 の規定により無線設備が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、 A その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。
- (2) 総務大臣が電波法第 7 2 条第 1 項の規定により無線局の発射する B が電波法第 2 8 条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命じたとき。
- (3) 総務大臣が(2)の命令を受けた無線局からその発射する B が電波法第 2 8 条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- (4) 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理	電波の質	臨時に
2 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理	電波の周波数の安定度	3 月以内の期間を定めて
3 当該無線設備の使用の禁止	電波の質	3 月以内の期間を定めて
4 当該無線設備の使用の禁止	電波の周波数の安定度	臨時に

[11] 次の記述のうち、無線従事者の免許の取消し等について、電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限することができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

[12] 次の記述は、免許人が行う固定局の開設後の変更手続等について述べたものである。電波法（第17条、第19条、第39条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所の変更をし、又は無線設備の A なければならない。
- ② 総務大臣は、免許人が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ③ 免許人は、無線従事者を選任したときは、 C 、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

A	B	C
1 変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受け	電波の規整その他公益上	直ちに
2 変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受け	混信の除去その他	遅滞なく
3 変更の工事をしたときは、速やかに総務大臣に届け出	電波の規整その他公益上	遅滞なく
4 変更の工事をしたときは、速やかに総務大臣に届け出	混信の除去その他	直ちに